

障害者の相談支援等について③

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活支援推進室

(地域の相談支援体制の整備について)

- 相談支援は、障害者等が希望する暮らしを送るために重要であり、障害者自立支援法により法定化され、以降も基幹相談支援センター及び地域相談支援、自立生活援助の創設や計画相談支援の対象の全利用者への拡大、(自立支援)協議会の法定化等の充実強化を行っており、利用者数、事業所数、相談支援専門員数とも増加傾向にある。
- 一方で、相談支援専門員について、その人員の不足や更なる資質の向上を求める声があるほか、地域生活の支援を推進するためには各相談支援事業のなお一層の充実強化を求める声がある。
- 基幹相談支援センターの設置は増加傾向にあるものの、設置市町村は半数程度【令和3年4月時点：約50%】にとどまっているほか、設置済みの場合であっても地域の中核的な役割を担う機関としての機能が充分果たせていないセンターが存在する。未設置自治体においては、人材育成や支援者をサポートするための取組が地域内で実施されていないことがある。これらのことから、基幹相談支援センターの設置促進を更に進め、また、相談支援専門員への実地教育や支援を検証する取組をはじめとする人材育成や支援者支援の取組の実施等の地域の相談支援の中核的な役割を確実に果たすため、必要な方策を講じる必要がある。
- 市町村が行う市町村障害者相談支援事業は、必須事業として全ての自治体で実施されているが、その内容や規模は多様であり、地域による特性や差がみられること等を踏まえ、基幹相談支援センターのみならず、地域の相談支援体制全体の中で、相談支援等を担う各主体が果たす役割・機能の整理を行い、わかりやすく提示していくことを併せて進める必要がある。
- 相談支援事業者が行う関係機関等との連携については調査研究等を推進し、その成果に基づき、計画相談支援等における指定基準等の業務の指針となるものを見直すことをはじめ、実効性のある連携を可能とするための方策をとる必要がある。(※)
- なお、障害者等の地域生活の実現や継続のために必要な相談支援専門員やピアサポーター等が行う業務の在り方については、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の影響等も踏まえつつ、利用者の心身や家族を含む環境の状況により多様な支援が発生しうることを踏まえた業務の範囲や仕組み、ピアサポートの有効性を踏まえた対象サービスの範囲等について、引き続き検討することが必要である。
- 相談支援事業の運営において中立・公正性が担保されることの重要性を踏まえ、相談支援専門員のサービス提供事業者からの独立性・客観性の確保の在り方についても検討を進める必要がある。
- 高齢、子ども、生活困窮等の分野の施策と連携し、相談支援や社会参加支援、居場所づくりといった支援を一体的に実施する重層的支援体制の整備が進められており、障害福祉施策における相談支援においても、地域共生社会を実現する地域づくりに資する取組を推進する必要がある。

(※) 医療と福祉の連携については、別途議論を行う。

（「地域づくり」機能の強化と協議会の活性化について）

- （自立支援）協議会はほぼ全ての市町村及び全ての都道府県に設置されているが、具体的な課題を検討する部会の設置状況や開催頻度等は多様であり、形骸化を指摘する声があることから、協議会を一層活性化させるための手立てを講じる必要がある。
- 自治体は協議会等を活用し、障害当事者や福祉サービス事業者、医療関係者等を含む多様な主体の参加を得ながら住民の個別の課題の分析から地域内で共通して見られる課題を抽出し、解決を図ることが重要であるとされており、医師会等の関係者、成年後見制度に係る中核機関等の権利擁護関係機関、管内の計画相談支援事業所等の参加により、協議会の一層の活性化を図っていく必要がある。このため、協議会においては利用者個別の事例の検討等をする場合があるが、協議会に守秘義務がかけられていない現状があることから、検討等の実施を促進するため、協議会について守秘義務を設ける必要がある。
- 協議会の活性化のためには、自治体は協議会の運営状況を適切に把握し、評価を行い、地域の関係機関等や地域住民に周知する必要がある。その効果的な方策を検討する必要がある。また、自治体と相談支援事業者が協働する取組が重要とされているところであり、特に市町村協議会においては、基幹相談支援センターが事務局機能の一端を担う等の積極的関与が期待されていることから、それを促進するための方策を講じる必要がある。
- また、自治体が協議会等を構成する機関等の関係者の会議に係る負担を軽減する方策を講じることを促進するため、事務局機能を強化する中で障害福祉分野における複数の協議の場が合理的・効率的に開催されるような運用上の工夫を行っている取組等を把握し、周知する等の必要な方策を講じる必要がある。
- 市町村や障害保健福祉圏域内にとどまらず、より広域での検討が必要な課題を市町村協議会からの報告により都道府県協議会で取り扱うことや、広域での地域課題の抽出にあたり、管内市町村協議会の整理した地域課題を把握すること等をはじめ、都道府県協議会と市町村協議会が効果的に連動するための方策を講じる必要がある。

検討事項（論点）

- 以上を踏まえ、障害者等の相談支援について、どのような相談もまずは受け止める、アクセスしやすい相談体制を整備するため、地域で中核的な役割を果たす相談支援の機関を中心に、本人の希望する暮らしを形づくり、継続するための相談支援の充実・強化を推進する観点から検討してはどうか。
 - 1 基幹相談支援センターを核とする地域の相談支援体制の整備
 - (1) 地域の相談支援体制の整備について
 - (2) 基幹相談支援センターについて
 - ・ 基幹相談支援センターの更なる設置促進
 - ・ 基幹相談支援センターが果たすべき役割等の整理
 - 2 「地域づくり」機能の強化と協議会の活性化

1. 基幹相談支援センターを核とする地域の相談支援体制の整備

(1) 地域の相談支援体制の整備について

- 障害福祉分野の相談支援は複数の事業により展開されていることから、地域の相談支援体制全体の中で、自治体、市町村障害者相談支援事業、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、（自立支援）協議会、計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援等の各主体が果たす役割・機能を整理し、地域の相談支援体制構築の手引きを作成する等により普及を図ってはどうか。
その際には、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業が実施される市町村が今後増えることを視野に入れた手引きを作成するほか、他法他施策による相談支援等との連携強化を図るための対策を講じてはどうか。
- 障害者等の地域生活の実現や継続のために必要な相談支援専門員やピアサポーター等が行う業務の在り方については、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の影響等も踏まえつつ、利用者の心身や家族を含む環境の状況により多様な支援が発生しうることを踏まえた業務の範囲や仕組みについて、引き続き検討することとしてはどうか。
- 特に、本人の希望する暮らしの実現に向けては、前提として意思形成や意思表示に対する支援を本人及び関係者等によるチームにより丁寧に行う必要があり、相談支援においても丁寧な意思決定支援を行うための業務体制の整備や人材養成等の取組を更に促進する方策を講じてはどうか。
- 相談支援事業の運営において中立・公正性が担保されることの重要性を踏まえ、計画相談支援及び障害児相談支援における相談支援専門員のサービス提供事業者からの独立性・客観性の確保の在り方について、調査研究等に基づき必要な方策を講じてはどうか。
- 市町村は住民にとってわかりやすく、アクセスしやすい相談の入口を設けることが重要である。そのためには、市町村や相談支援事業所等がどのような相談もまずは受け止めると同時に、自らが担当することが適当でない場合には、適切な機関等に丁寧につなぐための地域の相談支援体制の構築が求められる。
また、住民がどこに相談してよいかわからない場合は市町村又は基幹相談支援センターが担うことを基本とすることを改めて明確化し、周知してはどうか。

(2) 基幹相談支援センターについて

(基幹相談支援センターの更なる設置促進)

- 地域の相談支援の中核となる機関である基幹相談支援センターについて、相談支援の質の向上等のため、設置を市町村の努力義務化（複数市町村による共同設置可）して設置をさらに促進し、全ての市町村に基幹相談支援センターが設置されることを目指してはどうか。
- 市町村による設置促進や複数自治体が共同設置する際の自治体支援策を都道府県が実施することが促進されるよう、障害福祉計画（基本指針）に基幹相談支援センターの設置等の相談支援体制整備に係る都道府県の市町村支援についての役割を明記することや、都道府県が行う市町村支援の具体的な取組について改めて明確化する等の方向性で都道府県相談支援体制整備事業（都道府県地域生活支援事業）の実施要綱を改正する等の方策を講じてはどうか。また、その際には、基幹相談支援センターの設置が人口10万人未満の規模の市町村等においても促進されるよう、広域自治体である都道府県の取り組むべき内容を具体的に示してはどうか。

(基幹相談支援センターが果たすべき役割等の整理)

- 基幹相談支援センターが地域における相談支援の中核的な役割を確実に果たすため、特に実施すべき業務内容を地域の相談支援体制強化の取組（特に管内相談支援事業所の後方支援やスーパーバイズ等による支援者支援、支援の検証）及び地域づくりと整理した上で、その内容を制度上明確化し、その実効的な実施に資する形に基幹相談支援センター等機能強化事業の実施要綱を改正してはどうか。
- また、広域或いは他地域、他分野の機関等が相談支援との連携を図ろうとする場合の窓口が不明確であるとの声があることから、そのような場合の窓口については基幹相談支援センターが担うことを基本とすることを改めて明確化し、周知してはどうか。
- 基幹相談支援センターの職員が地域における相談支援の中核的な役割としての業務を十分に果たすことができるようにするため、調査研究等を実施する等により必要な対応策を講じてはどうか。

2. 「地域づくり」機能の強化と協議会の活性化

- 協議会において、住民の個別の課題（の分析）から地域の課題を抽出し、解決を図る機能を促進するため、その目的や関係機関等の協力等を改めて制度上明確化するとともに、守秘義務規定を創設してはどうか。
また、その際には、重層的支援体制整備事業や当該事業を構成する他法他施策との連動性を十分考慮してはどうか。
- 協議会への関係機関等の協力にあっては、個別の課題を幅広く把握する立場にある個別支援を担当している相談支援事業所（計画相談支援、障害児相談支援、市町村障害者相談支援事業等）の参画を得ることが極めて重要であり、これらの事業者の協議会への参画を更に促進するための方策を講じてはどうか。
- 協議会について、現状を把握するとともに、形骸化している場合の要因分析や好事例の収集等を行い、効果的な設置・運営、評価、周知の方法、構成する関係者の負担軽減策、都道府県協議会と市町村協議会の連携等を検討する調査研究を実施した上で、その成果を活用し、協議会における官民協働が推進されるよう、必要な方策を講じてはどうか。

相談支援の流れ（イメージ）

相談窓口（受付）



自治体や相談支援事業所はどこでも、相談をまずは受け止め、丁寧に話を聞き、相談の内容を整理します。
他機関等による支援が適切である場合には、その機関に丁寧につなぎます。

どこに相談してよいかわからない場合は、市町村が基幹相談支援センターにまずは相談します。

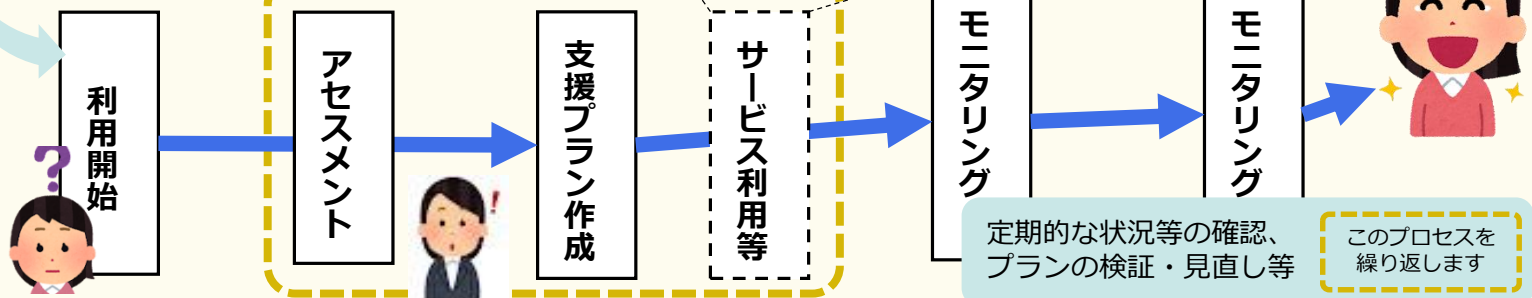
相談は本人のみならず、家族・親族や地域住民、関係機関等からの相談も受け付けます。

継続した相談支援

障害福祉サービス等を利用しない場合



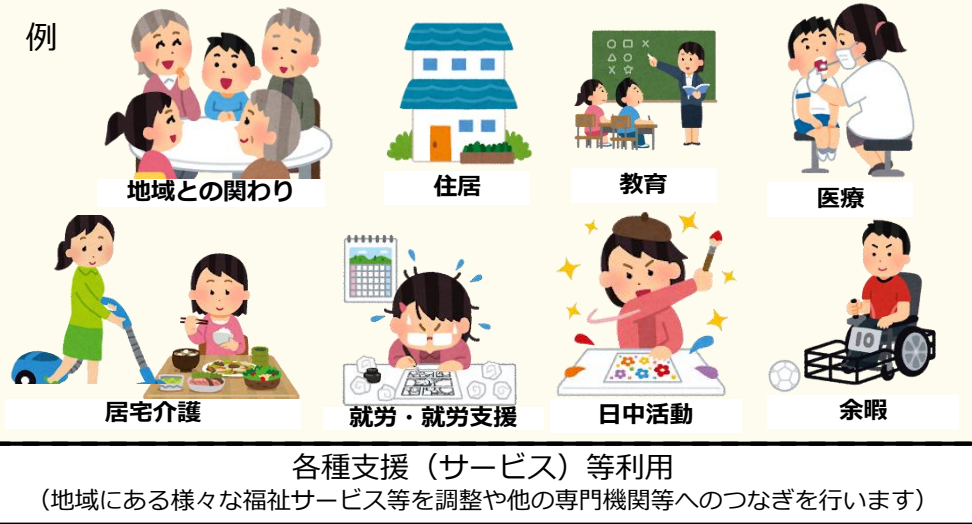
障害福祉サービス等を利用する場合



計画相談以外であっても相談支援専門員は原則としてケアマネジメントの技法を用いて支援を行います。

- ① ケアマネジメントを提供することを基本としながら、その過程で（並行して）、
 - ② 面談や同行等をしながら、不安の解消や本人が前向きになったり、主体的に取り組む方向に向けた働きかけ等を行うこと、本人の希望する暮らしのイメージを具体化するための取組等を行います。（エンパワメント・意思決定支援）
 - ③ 利用者が希望する日常生活を継続するために必要な支援を直接行うこともあります。
- このように支援を通じて、本人の希望する暮らしのイメージ形成や実現に伴走します。

例

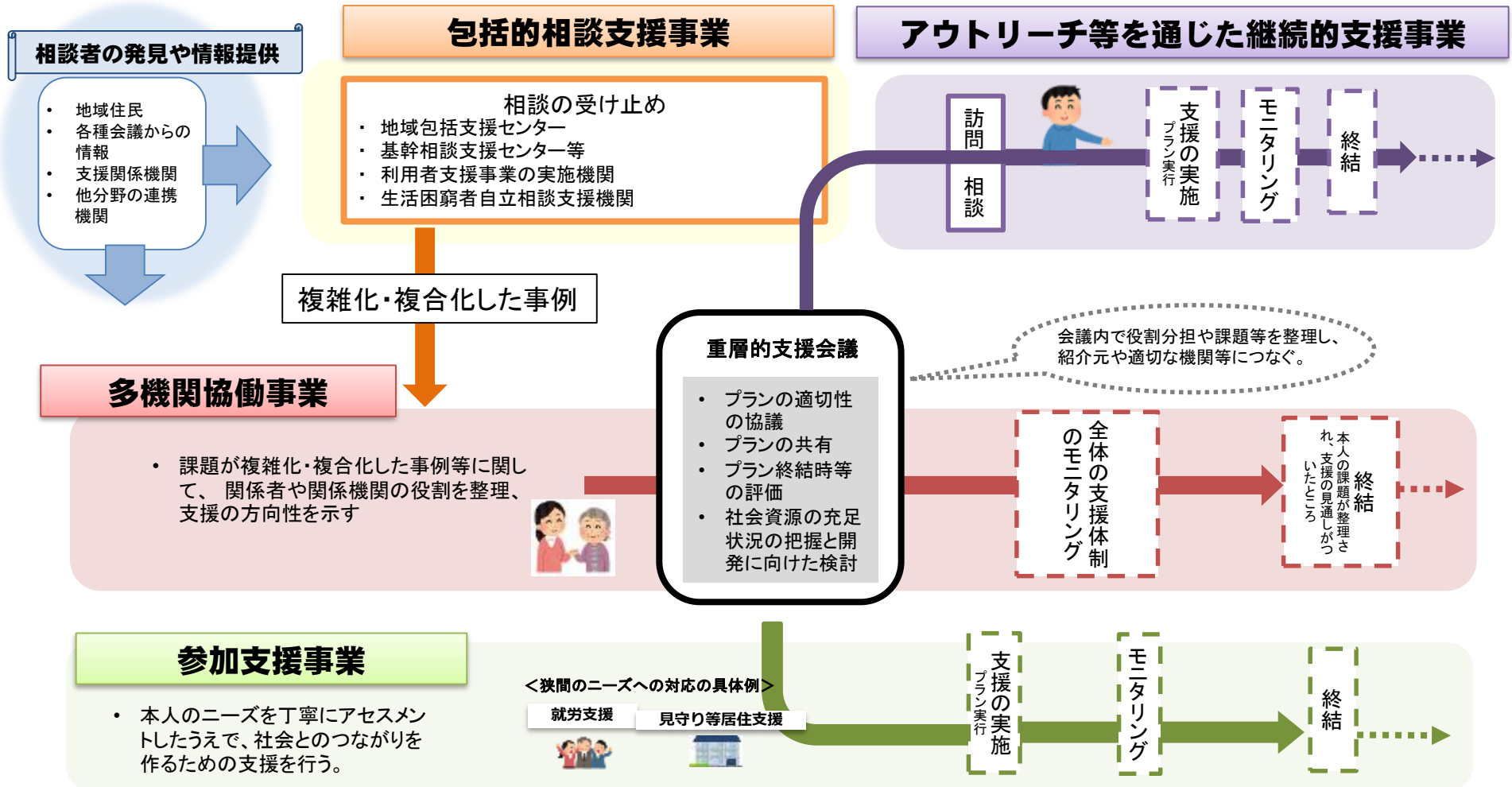


現行の相談支援体制の概略

相談支援事業名等	配置される人員	業務内容	実施状況等 (相談支援事業実態調査)
基幹相談支援センター	定めなし 《地活要綱例示》 主任相談支援専門員 相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合的・専門的な相談の実施 (基幹相談支援センター機能強化事業) ● 地域の相談支援体制強化の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談事業者への専門的な助言等 ・人材育成 ・地域の相談機関との連携強化 ・事例の検証 ● 地域移行・地域定着の促進の取組 ※権利擁護・虐待防止(虐待防止センターの受託)	■ 1,741市町村中 687市町村 (H31.4) 39% 778市町村 (R2.4) 45% 873市町村 (R3.4) 50% ※箇所数は1,100ヶ所 (R3.4)
障害者相談支援事業 実施主体：市町村 →指定特定相談支援事業者、 指定一般相談支援事業者への 委託可	定めなし	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) ● 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導) ● 社会生活力を高めるための支援 ● ピアカウンセリング ● 権利擁護のために必要な援助 ● 専門機関の紹介 等 	■ 全部又は一部を委託 1,576市町村 (91%) ■ 単独市町村で実施 1,042市町村 (60%) ※R3.4時点 ※全市町村が実施 (地域生活支援事業必須事業)
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	専従の相談支援専門員 (業務に支障なければ 兼務可)、管理者	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本相談支援 ● 計画相談支援等 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用支援、 ・継続サービス利用支援 ※機能強化型報酬を算定する場合は24時間対応及び困難事例への対応等を行う場合あり	■ 10,202ヶ所 (H31.4) 22,453人 10,563ヶ所 (R2.4) 23,729人 11,050ヶ所 (R3.4) 25,067人 ※障害者相談支援事業受託事業所数 2,157ヶ所 (20%)
指定一般相談支援事業所	専従の指定地域移行支援従事者(兼務可)、うち1以上は相談支援専門員、管理者	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本相談支援 ● 地域相談支援等 <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行支援 ・地域定着支援 	■ 3,377ヶ所 (H31.4) 3,551ヶ所 (R2.4) 3,543ヶ所 (R3.4)

重層的支援体制整備事業の支援フロー(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。



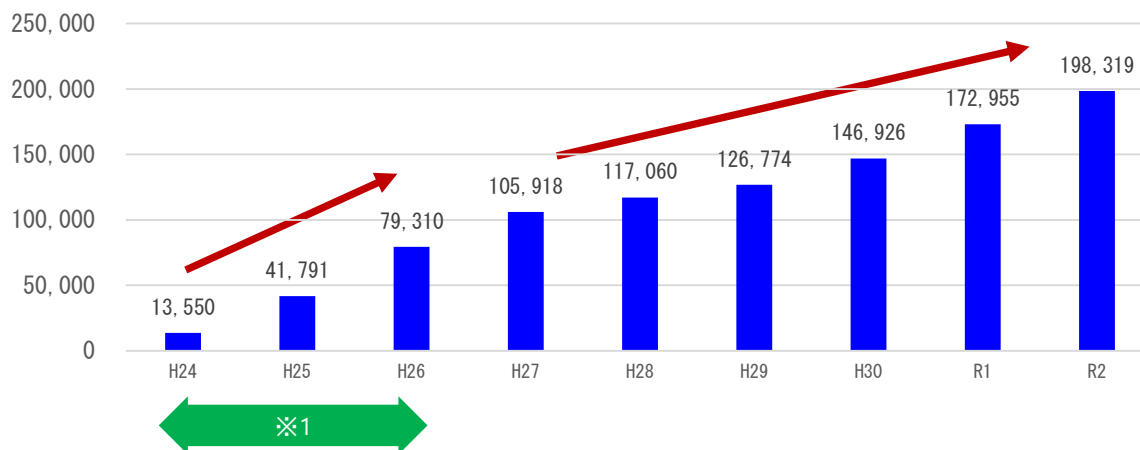
※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。
 ※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

計画相談支援・障害児相談支援の利用者数の推移

- 計画相談支援は、利用者数、費用額について、毎年増加しており、1事業所あたりの利用者についても増加している。（R3.3月時点:24.7人、R2.3月時点:20.2人、H31.3月時点:18.2人）
- 障害児相談支援も、利用者数、費用額について、毎年増加しており、1事業所あたりの利用者についても増加している。（R3.3月時点:14.4人、R2.3月時点:11.4人、H31.3月時点:10.8人）

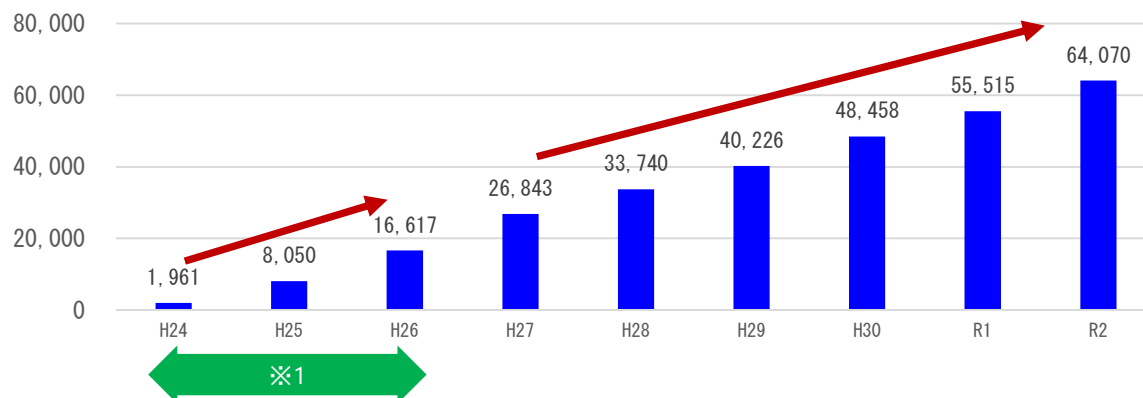
計画相談支援

利用者数の推移（一月平均（人））



障害児相談支援

利用者数の推移（一月平均（人））



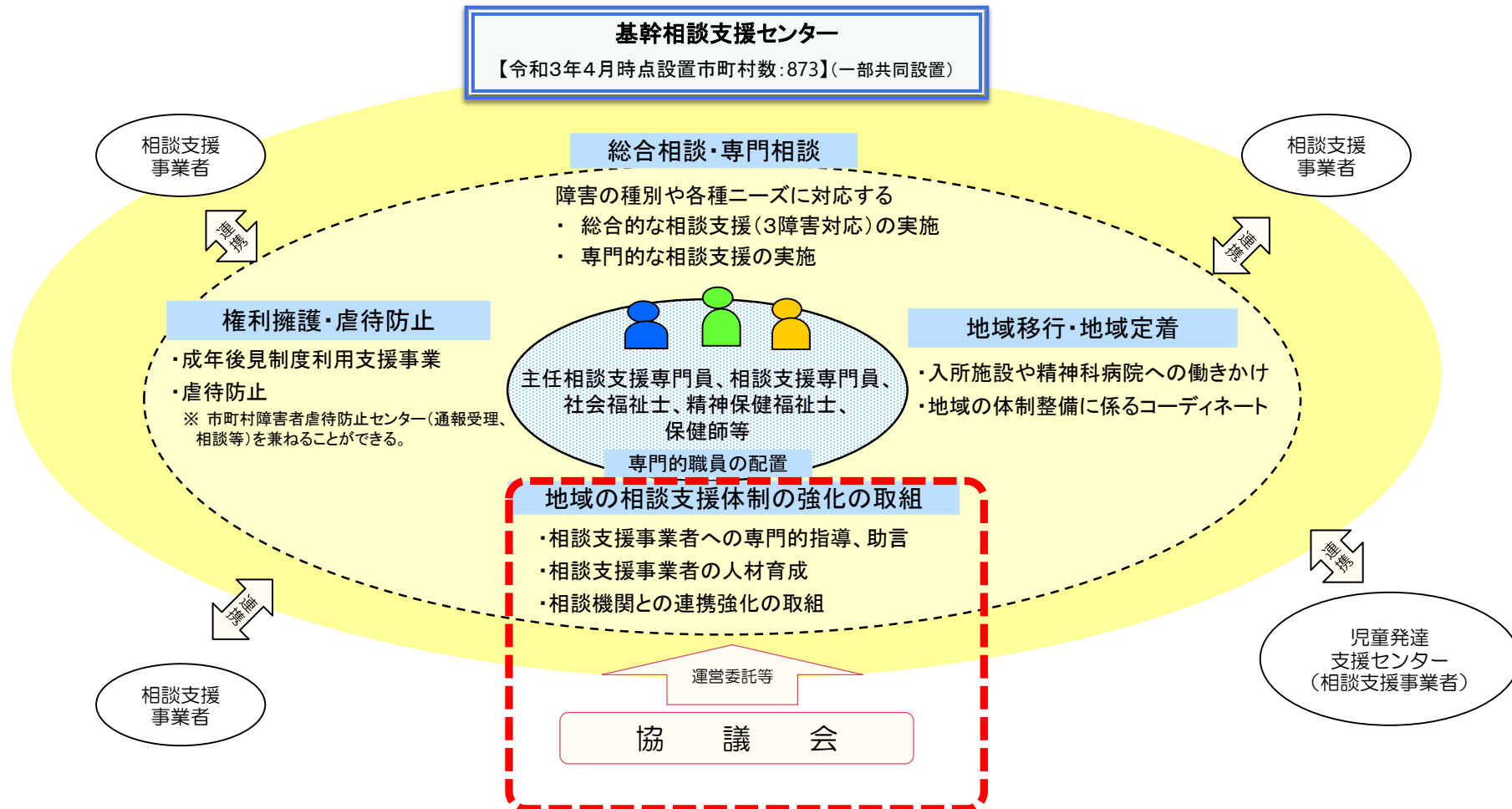
※1 全ての障害福祉サービス等の利用者を対象とするにあたっての経過措置期間（H24.4～H27.3）

基幹相談支援センターの役割のイメージ(現行)

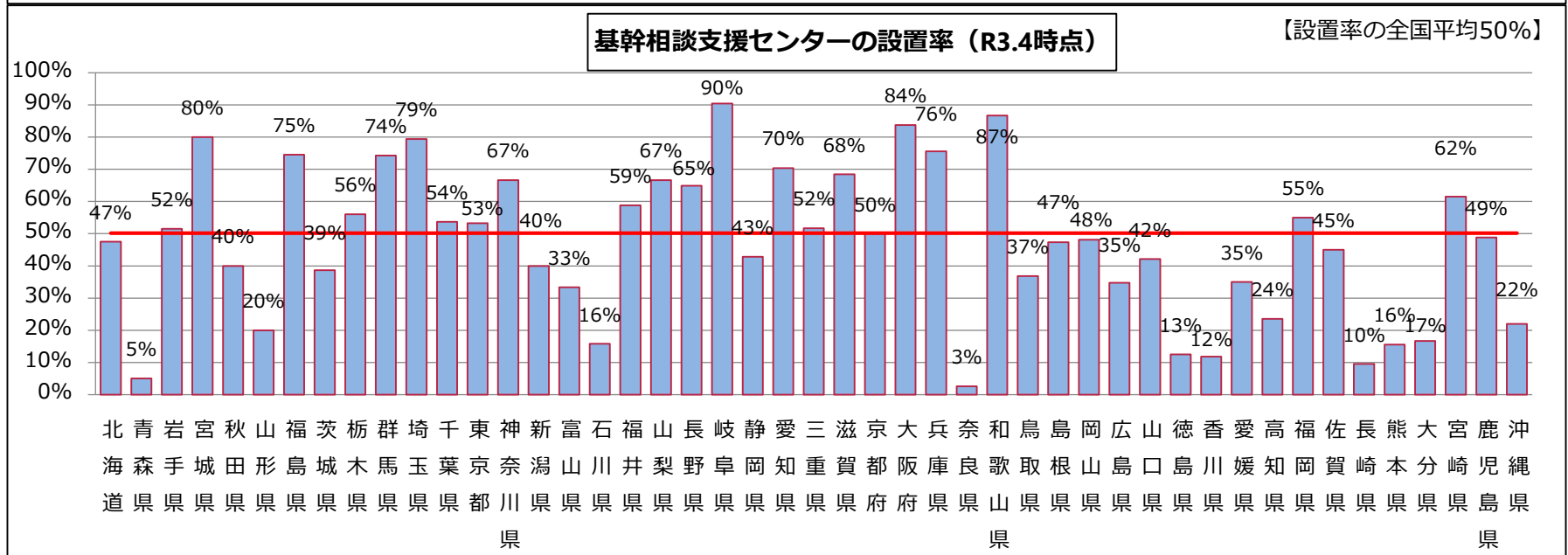
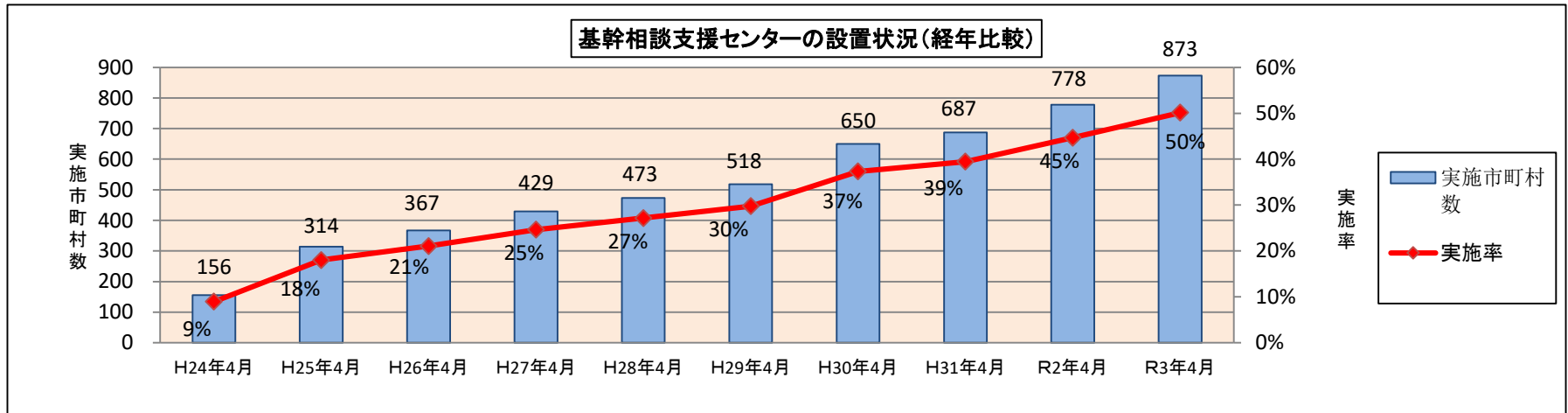
基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。

また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



基幹相談支援センターの設置状況について



基幹相談支援センター等機能強化事業

市町村等における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加えて実施することで相談支援機能の強化を図ることを目的とした事業（地域生活支援事業）。

事業内容（実施要綱より抜粋）

①基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員（※）を配置。

（注）主任相談支援専門員、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、市町村等の相談支援機能を強化するために必要と認められる者

②基幹相談支援センター等による地域の相談支援体制の強化の取組

- ・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言
- ・ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）
- ・ 地域の相談機関との連携強化の取組（連携会議の開催等）
- ・ 学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言
- ・ 地域の相談支援事業者が実施したモニタリング結果及び地域においてセルフプランにより支給決定されている事例の検証

③基幹相談支援センターによる地域移行・地域定着の促進の取組

- ・ 障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発
- ・ 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

【参考】基幹相談支援センター（障害者総合支援法77条の2）

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、前条第一項第三号及び第四号に掲げる事業並びに身体障害者福祉法第九条第五項第二号及び第三号、知的障害者福祉法第九条第五項第二号及び第三号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十九条第一項に規定する業務を総合的に行うことを目的とする施設とする。

基幹相談支援センターが主に担っている機能・役割

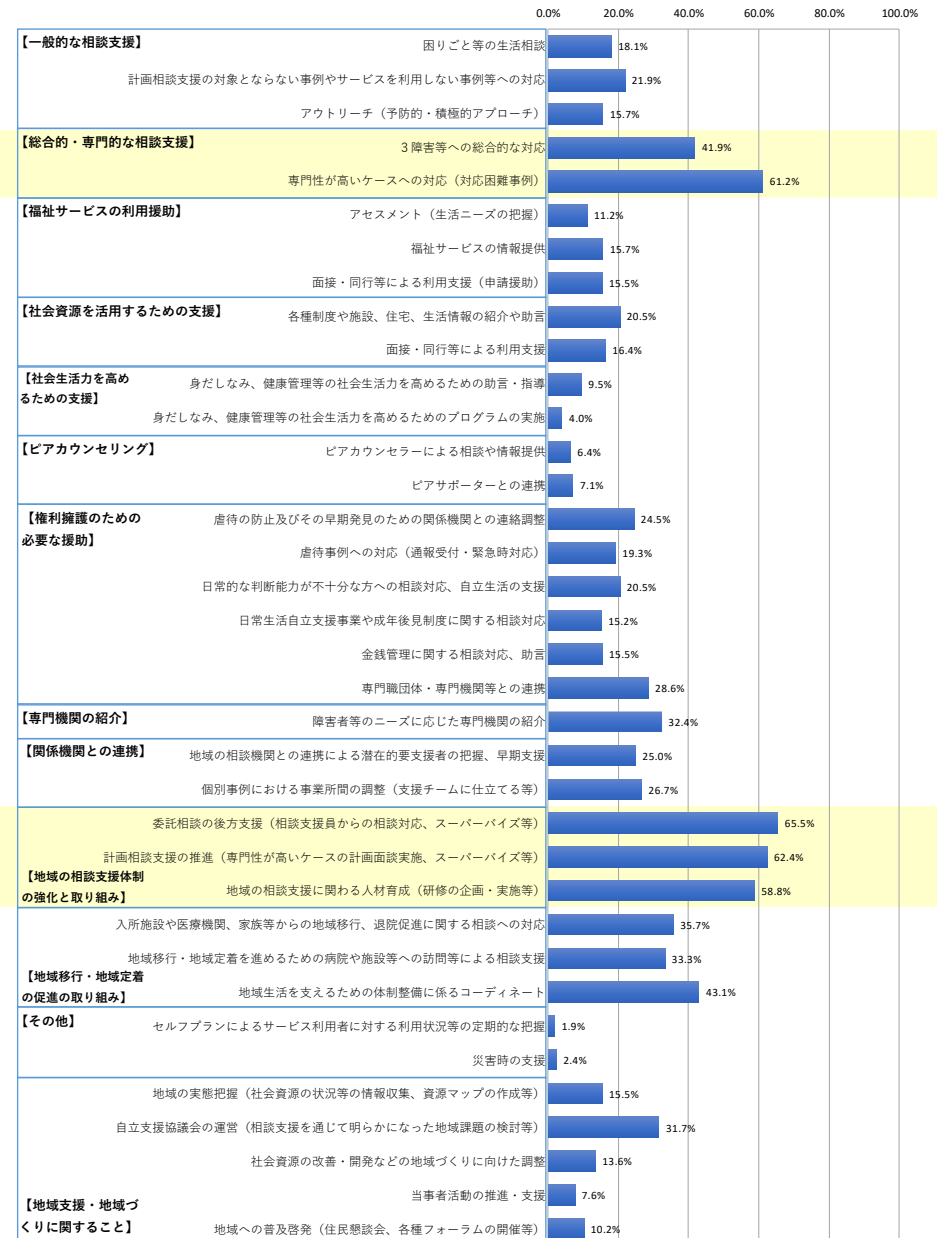
1. 「総合的・専門的な相談支援」

- 「3障害等への総合的な対応」、「専門性が高いケースへの対応」は、地域において、基幹相談支援センターが主たる機能・役割を担っていると思われる。

2. 「地域の相談支援体制の強化の取組」

- 各相談事業所の相談員からの相談対応や専門的助言、スーパービジョン等を通じた「障害者相談支援事業」「指定特定相談支援事業」の後方支援、及び各相談支援事業所・相談支援員に対する人材育成支援を一体的・体系的に実施する機能・役割を担っていると思われる。

(令和2年度障害者総合福祉推進事業
「地域における重層的な相談支援体制整備に関する実態調査」報告書
実施：一般社団法人北海道総合研究調査会)

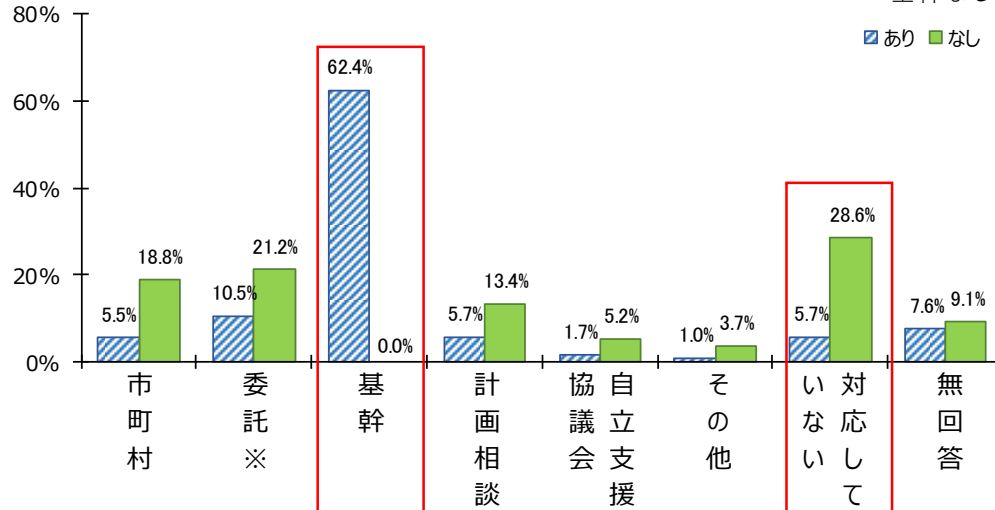


市町村における人材育成に係る取組の実施状況

計画相談支援の推進（専門性が高いケースの計画面談実施、スーパーバイズ等）

基幹あり：n=420

基幹なし：n=462

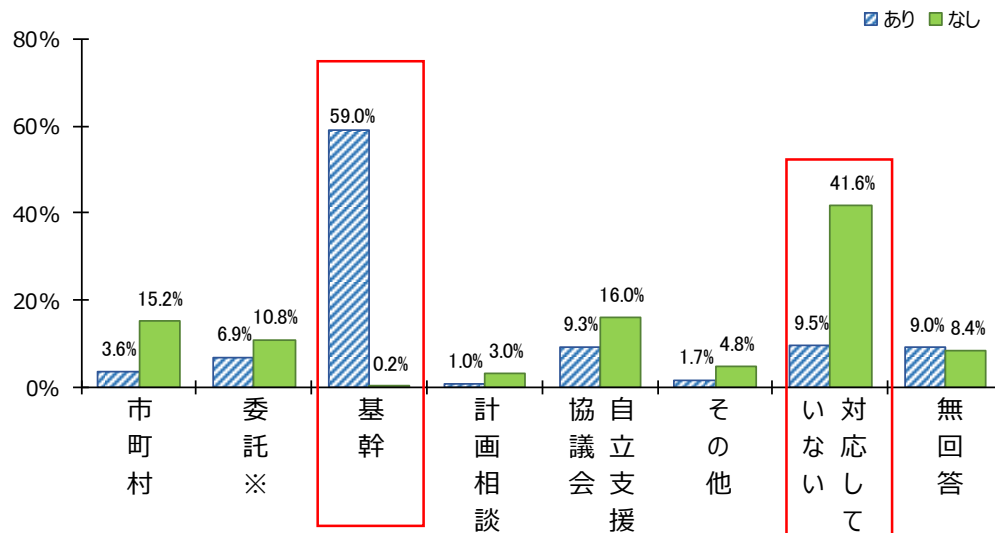


地域の相談支援事業所への支援（支援者支援等）は、基幹相談支援センター設置自治体ではその役割を担う基幹相談支援センター62.4%ある。基幹相談支援センター未設置自治体では「対応していない」回答が28.6%ある。

地域の相談支援に関わる人材育成（研修の企画・実施等）

基幹あり：n=420

基幹なし：n=462

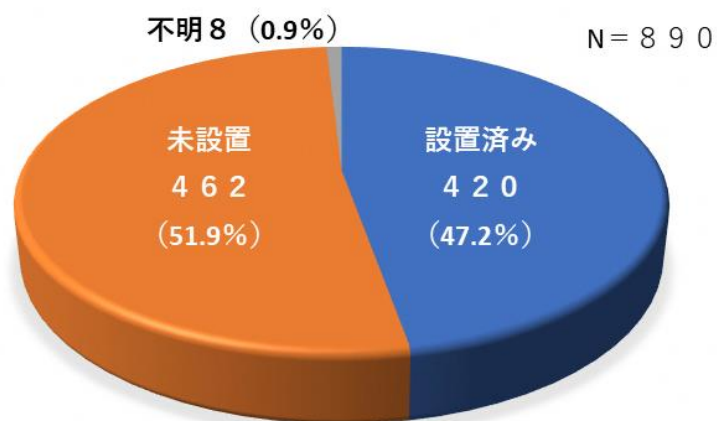


研修の企画・実施等の人材育成の取組は、基幹相談支援センター設置自治体ではその役割を担う基幹相談支援センターが59.0%ある。基幹相談支援センター未設置自治体では「対応していない」回答が41.6%ある。

※委託：市町村相談支援事業を受託している相談支援事業所
基幹相談支援センターは基幹、指定特定相談支援事業所は計画相談と表記

人口規模別にみた基幹相談支援センターの設置状況

基幹相談支援センターの設置状況



人口規模		センターの 設置あり	センターの 設置なし	不明	合計
1万人未満	件数	84	130	2	216
	割合	38.9%	60.2%	0.9%	100.0%
1万人以上～ 5万人未満	件数	144	207	4	355
	割合	40.6%	58.3%	1.1%	100.0%
5万人以上～ 10万人未満	件数	67	81	1	149
	割合	45.0%	54.4%	0.7%	100.0%
10万人以上～ 20万人未満	件数	63	26	1	90
	割合	70.0%	28.9%	1.1%	100.0%
20万人以上～ 50万人未満	件数	46	13	0	59
	割合	78.0%	22.0%	0.0%	100.0%
50万人以上	件数	16	5	0	21
	割合	76.2%	23.8%	0.0%	100.0%
合計	件数	420	462	8	890
	割合	47.2%	51.9%	0.9%	100.0%

(令和2年度障害者総合福祉推進事業
「地域における重層的な相談支援体制整備に関する実態調査」報告書
実施：一般社団法人北海道総合研究調査会)

(自立支援) 協議会の概要

経緯

- (自立支援) 協議会は、**地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていくこと及び関係機関等の連携の緊密化**を図る役割を担うべく整備がすすめられてきた。
- その役割が重要であるにも関わらず法律上の位置付けが不明確であったため、障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法定化された。
- 平成25年4月の障害者総合支援法の施行により、**自立支援協議会の名称について**地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、**当事者及びその家族の参画が明確化**された。

概要

- (自立支援) 協議会の設置は、地方公共団体（共同設置可）の努力義務規定。（法89条の3第1項）
- **都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更**しようとする場合、あらかじめ、(自立支援) 協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。（法88条第9項、89条第7項）
- 設置状況（R3.4月時点）
市町村：1,687自治体(設置率約97%) ※協議会数：1,201箇所
都道府県：47自治体(設置率100%)

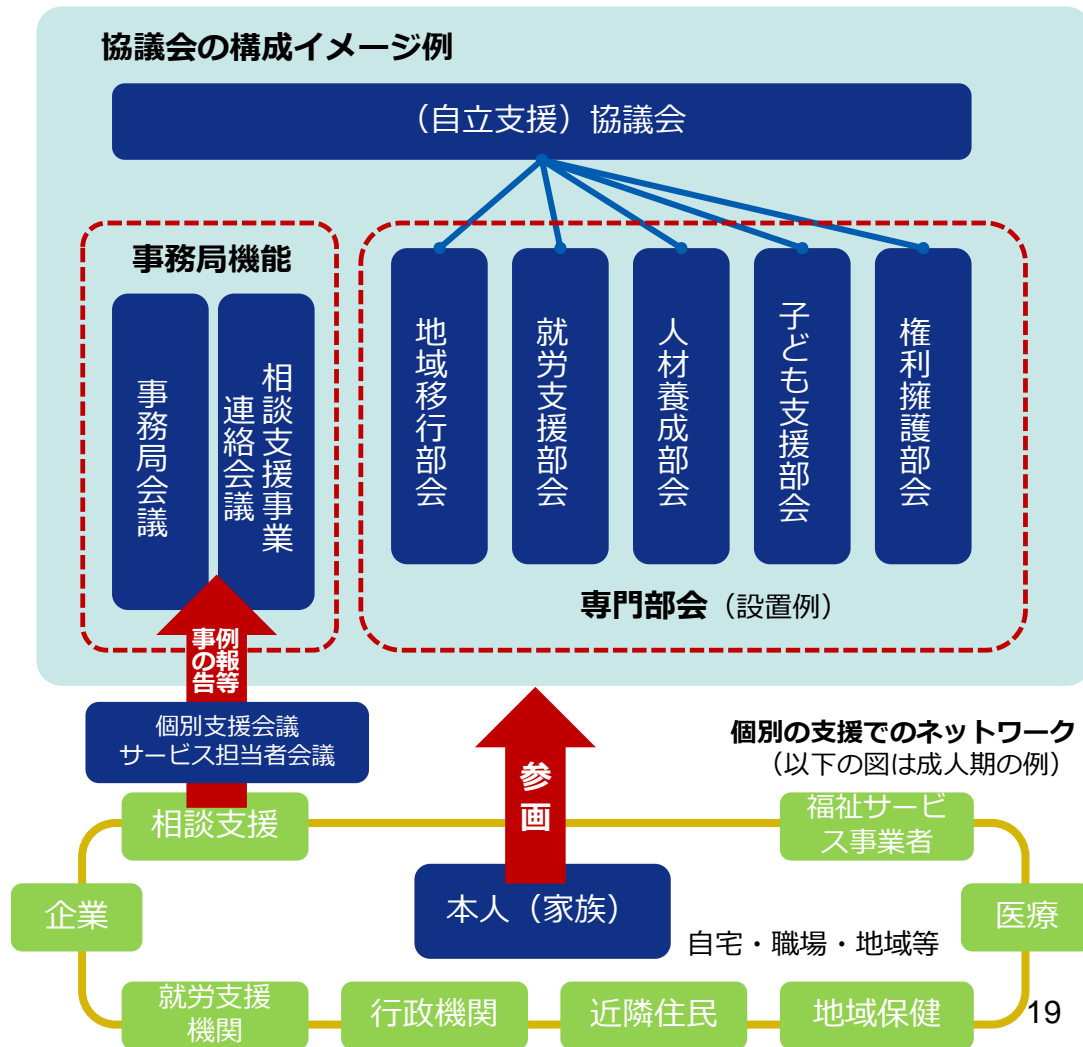
市町村協議会の主な機能

自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

市町村協議会の主な機能

- ・ 地域における障害者等への支援体制に関する課題の共有
- ・ 地域における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握
- ・ 地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議
- ・ 地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組
- ・ 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- ・ 地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告
- ・ 市町村から障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価
- ・ 基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証
- ・ 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
- ・ 市町村障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
- ・ 専門部会等の設置、運営等

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会の設置運営について」（平成25年3月28日 障発0328-8）



都道府県協議会の主な機能

都道府県自立支援協議会は、都道府県全域の障害者等への支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として設置されるもの。

都道府県協議会の主な機能

- ・ 都道府県内における障害者等への支援体制に関する課題の共有
- ・ 都道府県内における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握(市町村協議会ごとの課題、ニーズ等を含む。)
- ・ 都道府県内における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議・相談支援従事者の人材確保・養成方法(研修のあり方を含む。)の協議
- ・ 管内市町村が実施する基幹相談支援センター等機能強化事業の評価・助言
- ・ 都道府県相談支援体制整備事業によって配置するアドバイザーの職種や人員等に関する協議
- ・ 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
- ・ 都道府県障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
- ・ 専門部会等の設置、運営等

※ 都道府県協議会は、上記の機能を果たすに当たって、市町村協議会から報告のあった課題等に留意すること。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会の設置運営について」(平成25年3月28日 障発0328-8)

都道府県相談支援体制整備事業の概要

実施要綱

目的 都道府県に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進することを目的とする

事業内容

- ・ 地域のネットワーク構築に向けた指導、調整
- ・ 地域で対応困難な事例に係る助言等
- ・ 地域における専門的支援システムの立ち上げ援助
例：権利擁護、就労支援などの専門部会
- ・ 広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援
- ・ 相談支援従事者のスキルアップに向けた指導
- ・ 地域の社会資源（インフォーマルなものを含む）の点検、開発に関する援助等

アドバイザー

- ・ 地域における相談支援体制整備について実績を有する者
- ・ 相談支援事業に従事した相当基幹の経験を有する者
- ・ 社会福祉など障害者支援に関する知識を有する者

留意事項

都道府県が設置する協議会において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。

(自立支援) 協議会を構成する関係者

法には「関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者」と規定されており、障害者等の地域生活における各般の課題に関する地域の関係者の幅広い参画を求めている。

構成メンバー

設置地方公共団体の**地域の实情に応じて選定**されるべきものであるが、想定される例としては以下のとおり。

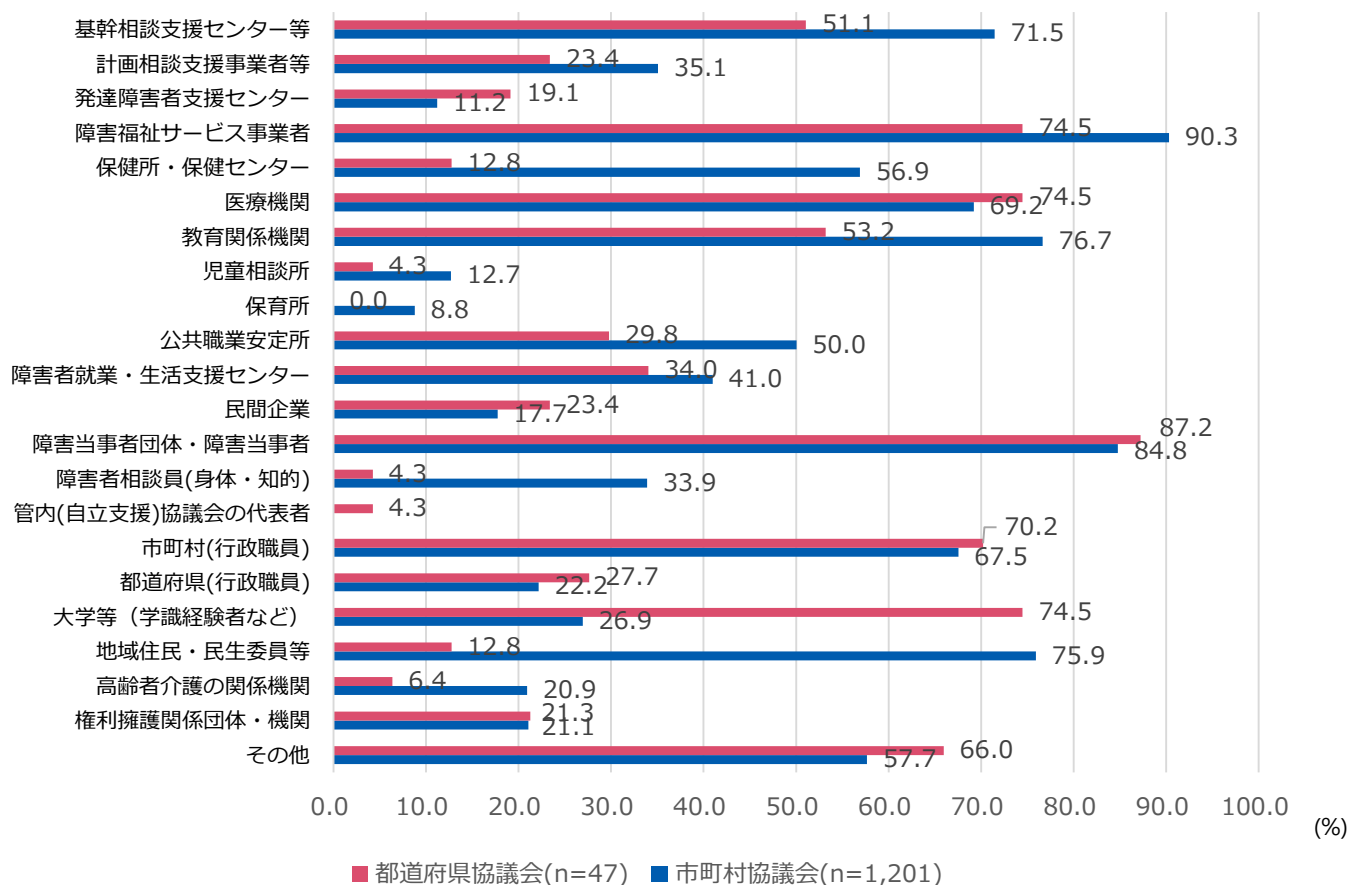
(例) 緑字は都道府県協議会についてのみ記載

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、不動産関係事業者、障害者関係団体の**代表者**、障害者等及びその家族、**市町村**、学識経験者、民生委員、地域住民等

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会の設置運営について」(平成25年3月28日 障発0328-8)

■ (自立支援) 協議会の構成メンバー【機関等の協議会への参画割合】

厚生労働省障害福祉課調べ(R3年4月時点)



協議会の設置運営に当たっての留意点

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の3第1項に規定する協議会の設置運営に当たっての留意事項について（平成 25 年3月 28 日障障発 0328 第1号）

(1)設置運営の基本的事項

協議会は、地域における障害者等の相談支援の個別事例等を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域における障害者等の支援体制の整備につなげていく取組を着実に進めていくことが重要である。

このため、指定相談支援事業者が協議会に積極的に関与することが必要であり、特に、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターが協議会の運営の中心的な役割を担うことにより効果的に運営を行っていくことが考えられる。

(2)障害者総合支援法を踏まえた協議会の役割

障害者総合支援法における相談支援については、平成24年4月から、支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、市町村はこれを勘案して支給決定を行うよう見直すとともに、サービス等利用計画作成対象者の大幅な拡大、さらに、それまで国庫補助事業により行われていた地域移行支援・地域定着支援を個別給付化し、障害者の地域移行・地域定着の取組の充実を図ることとされた。

その他、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置など、地域における相談支援の充実を図ったところであり、協議会は、これらを踏まえた相談支援の提供体制の整備等について検討を行い、地域の実情に応じて、以下のような具体的な取組等も進めていくことが必要である。

1 市町村が設置する協議会(市町村協議会)

ア.障害者相談支援事業を市町村が指定相談支援事業者に委託する場合、事業運営の中立性・公平性を確保する観点で委託事業者の事業運営等について評価する取組

イ.基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置等を含めた人員体制等について協議するとともに、事業実績の検証及び評価をする取組

ウ.相談支援事業者等からなる相談支援に関する専門部会等において、個別事例の支援のあり方についての協議

エ.相談支援事業者、精神科病院、障害者支援施設、保健所等からなる地域移行及び地域定着支援に関する専門部会等において、関係機関等の協力体制の強化を図り、地域移行支援の対象となりうる者を相談支援事業者に円滑につなげる取組

オ.障害者等の地域生活を支援する障害福祉サービスの提供体制の整備やインフォーマルな社会支援も含めた支援体制の整備

2 都道府県が設置する協議会(都道府県協議会)

ア.都道府県内の相談支援の提供体制の状況等を踏まえ、相談支援従事者研修の規模や研修内容等についての協議

イ.市町村地域生活支援事業において、管内市町村が実施する基幹相談支援センター等機能強化事業の事業実施計画を評価する取組

ウ.都道府県地域生活支援事業の都道府県相談支援体制整備事業において、配置するアドバイザーの職種や人員等に対する協議

協議会の設置運営に当たっての留意点（続き）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の3第1項に規定する協議会の設置運営に当たっての留意事項について（平成 25 年3月 28 日障障発 0328 第1号）

(3)障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律を踏まえた協議会の役割

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年法律第 79 号。以下「障害者虐待防止法」という。)を踏まえ、市町村及び都道府県は、障害者虐待防止のための体制整備を図っていくことが重要である。

このため、市町村及び都道府県は、協議会の場を通じて、地域における関係機関等の参加の下、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うための関係機関等における役割分担や連携方法の協議、課題の共有を図るとともに、障害者虐待を防止するための体制を構築することが必要である。

特に、障害者虐待の防止や早期の対応等を図るためには、市町村及び都道府県が中心となって、関係機関等との連携協力体制(虐待防止ネットワーク)を構築しておくことが重要であり、協議会の下に権利擁護に関する専門部会等を設置するとともに、当該部会に都道府県労働局や警察署にも参加を要請し、定期的に地域における障害者虐待の防止等に関わる関係機関等との情報交換や体制づくりの協議を行うこと等により、地域における関係機関のネットワークの構築、強化を図っていくことが必要である。

また、障害者虐待防止のための体制整備を図るに当たっては、制度として先行している高齢者や児童の虐待防止に対する取組とも連携を図りながら、地域の実情に応じた効果的な体制を講ずることが重要であり、各自治体内の関係部局等との協力関係を強化していくことも必要である。

なお、基幹相談支援センターが障害者虐待防止法の市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすことも想定されるが、併せて、市町村協議会の運営の中心的な役割を担うことにより、一体的に障害者虐待防止のための体制整備を図っていくことが考えられる。

(4)その他の留意点

1 個人情報の取扱い

協議会において、個別事例に係る協議を行う場合には、個人情報保護の取扱いに留意すること。

2 要保護児童対策地域協議会との連携

障害のある要保護児童又は要支援児童について、適切な保護又は支援を図るための関係機関との必要な情報の交換や支援のあり方の検討を行うに当たっては、協議会と児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会と連携を図ること。

3協議会の取組の周知

市町村及び都道府県は、協議会において取り組んだ検討課題や社会資源の開発等の取組について、地域の関係機関等や地域住民も含め幅広く周知を行うこと。